

☆ 医局異動のお知らせ ☆

－整形外科－

3月31日をもちまして、整形外科 常勤の
田村滋規 医師、岡本純典 医師、藤城高志 医師が
退職となります。

4月1日より 整形外科

中島 保倫（ナジマ ヤスリ） 医師（整形外科部長）
四方田 光弘（ヨシタ ミツヒロ） 医師：非常勤から常勤へ
宇佐美 嘉正（ウサミ ヨシタカ） 医師が赴任となります。

－外科－

4月1日より、片岡 佳樹（カタカヨシキ） 医師が常勤となり
ます。

医局異動に伴い、各科外来診療体制が変更となります。
裏面の診療担当表およびホームページ等でご確認下さい。
また、急に診療担当が変更になることもございますので、あ
わせてご確認下さい。

☆ 診療体制変更のお知らせ ☆

－整形外科－

中島医師：月曜日 朝診／金曜日 朝診・夜診

四方田医師：月曜日 夜診／火曜日 朝診・夜診
土曜日 朝診

宇佐美医師：月曜日 朝診・夜診／火曜日 朝診
土曜日 朝診

なお、岡本純典医師は非常勤となり、
毎週木曜日の朝診・夜診を担当いたします。
また、田村滋規医師は非常勤となり、
4月のみ、毎週朝診・夜診を担当いたします。

－消化管センター－

毎週水曜日 朝診・夜診 交代制 ⇒ 進藤 医師

－外科－

毎週火曜日 朝診 片岡医師 ⇒ 祝迫 医師

夜診 川田医師 ⇒ 塩田 医師

第2・4金曜日 夜診 交代制 ⇒ 片岡 医師

－泌尿器科－

第1・3・5週 木曜日 夜診 寺田医師 ⇒ 根来医師

曜日毎の診療体制は、裏面の外来担当医一覧、もしくはホー
ムページにてご確認下さい。

☆ 平成25年4月から、難病等の方々が障がい福 祉サービス等の対象となります ☆

平成25年4月に施行される「障害者総合支援法」では、
障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方々は、身体障害者手帳所持の有無に関わら
ず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能とな
ります。ここで言う福祉サービスとは、障がい児・者については、
障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援
事業。障がい児については、障がい児通所支援及び障がい児
入所支援の事です。

－ 対象となる方 －

難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象
疾患である130疾患(うち56疾患が特定疾患治療研究事
業対象疾患)による障がいがある方

－ 手続きの方法 －

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書また
は特定疾患医療受給者証等）を、お住まいの市区町村の担
当窓口へ申請してください。その後、障害程度区分の認定や、
支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用
できることとなります。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。
私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・ 医療を受ける権利
- ・ 知る権利
- ・ 自分で決定する権利
- ・ プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院